

「島根県地域防災計画修正素案」に寄せられたご意見とご意見に対する県の考え方

防災部防災危機管理課  
防災部原子力安全対策課

募集期間 : 令和5年12月14日(木)～令和6年1月15日(月)  
ご意見の提出者数 : 2名

No.	意見要旨	意見に対する県の考え方
1	島根県地域防災計画(震災編)を中心に、島根県地域防災計画(原子力災害対策編)、島根県地域防災計画(風水害等対策編)の基本計画のパブリックコメントの方向性についてしっかり拝見しました。修正等の意見等ありません。	ご確認をいただきありがとうございました。
風水害編・地震編		
2	能登半島地震により、沢山の家の倒壊、崖崩れや土石流被害や道路被害などもありショックでした。避難所でも暖房が無かったり、モーフなど当初足りない状態だったと聞きいています。食料や水の不足、多くの方が亡くなられたこと、上下水道の復旧もなかなか難しい状況の中、避難者は過ごしておられます。これまでにない大きな被害が発生しており、従来の対策のみでは、障がい者の安全確保ができません。災害が激しさを増す中、障がい者の安全確保に何が必要かを真剣に考えて、速やかに対応などが必要となります。	貴重なご意見ありがとうございました。県では、島根県地域防計画に寝具等の生活必需品の備蓄を進めております。また、障がいのある方を含めた要配慮者支援につきましては、引き続き、県が企画する研修、会議の場において市町村への周知に取り組んで参ります。
3	視覚障害者は情報弱者です。自分の目で見ることができない。また見えにくい障害です。地域の防災コミュニティが中心となり、救助活動が行えるよう、自主防災組織等の避難支援等など救助を受けるがわとして期待しています。	貴重なご意見ありがとうございました。県では引き続き、防災安全講演会や各種研修会を通して、自主防災組織等の活動促進に取り組んで参ります。
4	避難訓練に地域コミュニティが中心となり、障害者の方を誘ってほしい。当事者のかたが参加されることにより、地域の方と私たちの横の関係がさらに進むと思っている。是非当事者の方を誘い、防災訓練に関心を持ってくださる方を増やして行ければと思います。なにとぞ市町村に力を入れてほしく思っております。	貴重なご意見ありがとうございました。障がいのある方を含めた要配慮者支援につきましては、引き続き、県が企画する研修、会議の場において市町村への周知に取り組んで参ります。
5	国土交通省が進めていますハザードマップにつきまして、防災ガイドブック・防災ハザードマップなど、私たち視覚障害者にも、わかりやすく使えるようなマップ作りを希望しています。ハザードマップを見ることができないかたは水害時の浸水深や津波発生時の浸水高さなどを知らない方も多いのではないのでしょうか。是非市町村にも視覚障害者のかたも理解できるような声で録音された音声CDなどの利用など是非検討していただけたらうれしいです。全国でも少しずつ当事者団体と相談し合い新しい考え方の物を作られる地域が少しずつ増えてきました。	貴重なご意見ありがとうございました。頂いたご意見を参考に今後も防災施策の推進に取り組んで参ります。
6	避難所運営マニュアル、防災ガイドブック・防災ハザードマップなどにぜひ、避難所に身体障害者補助犬も一緒に同伴避難できることを県民の方へ周知のために文章で記載していただけたらうれしいです。現在島根県には盲導犬が11頭活躍しています。今年4月2日から障害者差別解消法で事業所の合理的配慮の努力義務が義務へと変わります。共生社会の実現をめざし、受け入れ拒否の無い島根となることを望んでおります。また、全国でも記載されるところが増えてきました。県内の市町村でもぜひ考えていただきたくよろしくお願いいたします。	県では地域防災計画に補助犬の同伴避難について記載をしており、また、各市町村へ補助犬ステッカーを配布し、避難所への貼付について協力を依頼しております。いただいたご意見を参考に今後も防災施策の推進に取り組んで参ります。

No.	意見要旨	意見に対する県の考え方
7	<p>避難所における視覚障害者の生活について            視覚障害者は移動弱者であり、避難所に人が沢山おられる中を一人でトイレへゆくことができません。また、白状など家においてこられた方もおられます。            周壁に貼られた記事なども見ることができない方や食事や水など取りに行けないかたもおられたりします。            中にはiPhoneを利用して情報をとられるかたもおられますが、現在ほんのわずかです。            避難所で一緒に暮らす皆様の優しさや心のバリアフリーや合理的配慮にすぎるしかありません。            心のバリアフリーを持った方が増えてくることを願って活動しています。            避難所を運営される職員のかたもぜひ知ってほしく書かせていただきました。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。ありがとうございました。            障がいのある方を含め、要配慮者支援につきましては、引き続き、県が企画する研修、会議の場において市町村への周知に取り組んで参ります。</p>
8	<p>風水害災害に際して、人的被害を最小限とし、生活上の制約（障害）を解消するために、日頃から防災機関職員及び県民等の防災意識の啓発や防災行動力の向上に関する施策の推進が不可欠である。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。ありがとうございました。            今後も防災意識向上の推進に取り組んで参ります。</p>
9	<p>【視覚障がい者としてのコメント】            これまで過去3年各々の場所で体育館を避難所とした島根県総合防災訓練に盲導犬、車いす移動の妻と共に視覚障がい者として参加し、一定の感想を提出してきました。総合防災訓練の中で、進めるべき事項として、障がい者避難者へのIT機器を活用した、避難所内外の情報提供が考えられます            対処法として、“掲示板情報”の活用が考えられます。視覚障がいのある方の中には、掲示版などによる情報提供は“読めない”方もいます。            スマフォなどアプリを使うと、ポスター掲示の文字を音声化することもできるので、活用してほしいです。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。ありがとうございました。            頂いたご意見を参考に今後の訓練内容についても検討していきます。</p>
10	<p>視覚障がい者当事者団体や支援団体としても、IT機器熟達の努力も経年で続けられています。            「iPhone初級講座」やZOOM回線での講習会を続けて視覚障がい者のIT機器による“日常生活へのリハビリテーション”を目指しています。            また、年度当たり数回以上の“情報機器講習会”も上の目的にそって運営されてきています。            災害避難所などでのスマフォ・ガラフォへのメール情報の共有活・活用をご検討ください            適切なスマフォアプリを使うことで、障がい者同士での意思の疎通も簡便になってきています。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。ありがとうございました。            頂いたご意見を参考に今後も防災施策の推進に取り組んで参ります。</p>
11	<p>島根県は以前から、盲導犬など“身体障がい者補助犬”が災害避難所に使用者と同伴し、避難生活ができる旨のHP掲示やステッカーの配布などを行っています。            この施策を盲導犬使用者として賛同し続け、県民の多くへの啓もうに資するため、引き続き総合防災訓練に盲導犬、車いす使用者と共に参加したいと考えています。            併せて、避難所の内外でのITアプリを活用して、避難者への情報伝達の中継などをより推進していきたいと思っています。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。ありがとうございました。            頂いたご意見を参考に今後も防災施策の推進に取り組んで参ります。</p>

No.	意見要旨	意見に対する県の考え方
12	<p>【視覚障がい者としてのコメント】</p> <p>“防災無線放送”による防災情報については、大雨、雷、暴風などの気象条件では、室内はおろか屋外に出てもほとんど聞き取れない状況です。</p> <p>個人的には 島根県防災メールサービスを活用していますほか、ITアプリの例えば“ヤフー防災”、“そら案内”などからの情報を大いに参考にしています。多くの視覚障がい者もこの方向に進んできています。</p> <p>見えない・見えにくい障がい者を対象にIT機器の習得を当事者としては努めています。</p> <p>危機防災の立場からも関係部署と横の連絡をもって、障がい者へのIT機器の普及について提言をお願いいたします。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございました。</p> <p>頂いたご意見を参考に今後も防災施策の推進に取り組んで参ります。</p>
原子力災害対策編		
13	<p>2016年に松江市主催の原子力災害時避難先自治体視察研修会に盲導犬同伴で参加しました。</p> <p>バス移動中は吠えたり、排泄したりすることなく避難先（視察先）の施設に着きました。視察施設の庭にて盲導犬が排泄した様子（凝固剤でゲル化して無臭袋に収めた）を、研修会に同行した松江市職員が写真に収め、本部に報告されていました。これをもって、盲導犬同伴での長距離避難も安全に安定して可能であることをわかっていただいたものと思います。</p> <p>島根県においては、身体障害者補助犬の取扱いもご理解があるかと思っています。このような良好な周囲の判断を保持していくには、障がい者と盲導犬、歩行困難者と電動車いすなどでの避難・移動訓練や日ごろの防災訓練への障がい者の参加を進める方向を維持してほしいと思います。</p>	<p>例年、原子力防災訓練においても避難行動要支援者（要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの）の避難手順を確認する訓練を実施しています。引き続き、関係市及び関係機関と協力して訓練の企画・実施に努めてまいります。</p>
14	<p>今年4月1日から障害者差別解消法で事業所の合理的配慮の努力義務が義務へと変わります。</p> <p>現在島根県には盲導犬が11頭活躍しています。松江市には6頭の盲導犬がいますが、それぞれ原子力災害時の受け入れ避難所が違います。</p> <p>バスでの移動に県民の皆様から拒否が起きないようによろしくお願いします。バスで避難場所へ移動するとき、避難される皆様に周知が必要となります。また、避難所の方にも伝えてください。</p> <p>バスには盲導犬と一緒に乗るので座席を二つ必要とします。ご理解ください。</p> <p>また、最近バスの運転手の方の人数が少なくなったことや、バスの数もその分少し台数が少なくなっていると思うと不安になります。</p>	<p>原子力災害時の避難におけるバス等の乗車場所となる一時集結所（避難元市が開設）や避難先の避難所には行政職員がおりますので、盲導犬を含めた座席の確保等ご意思の表明に応じて対応することになります。</p> <p>また、住民避難に要するバスについては、県と中国地方のバス協会とで締結している協定に基づき、確保する計画としており、確保可能と考えております。</p>